

令和 7 年度使用済製品のリユースの促進に係る検討会 開催要綱

1. 目的

第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月閣議決定）においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進するという方向性が示されている。

循環経済への移行を推進する中で、全国各地域に自治体・市民・企業等の様々な主体が参加する新たな資源循環の流れを生み出し、製品の適切な長期利用やリユースを促進しながら、その循環の輪を広げ太くすることで、地域経済の活性化や地場産業の振興、地域課題の解決を実現し、各地域で生まれた循環型のビジネスモデルを全国各地に普及させていくことが求められている。

第五次循環型社会形成推進基本計画においては、循環経済関連ビジネスの市場規模を 2030 年までに 80 兆円に拡大させることを達成すべき成果目標（KPI）としており、その一部である使用済製品リユースの市場拡大も求められている。

使用済製品リユース市場の拡大に向けては、消費者の行動変容が不可欠であり、リユース品としての排出促進（入口側）、リユース品の需要拡大（出口側）という両面に加えて、消費者が安心・安全にリユースできる環境整備や付加価値をつけること等をしているリユース品の利用促進が必要と考えられる。

上記のような状況も踏まえて、本検討会では、リユースをはじめとした 2R ビジネスを取り巻く状況整理をもとに、我が国における適正な使用済製品リユース促進に向けた方向性について幅広く検討していくことを目的とする。

2. 名称

本検討会は「令和 7 年度使用済製品のリユースの促進に係る検討会」と称する。

3. 検討事項

本検討会では、以下に掲げる事項を検討する。

- (1) 使用済製品リユースの促進に向けた検討の方向性に係る事項
- (2) その他、使用済製品リユースの促進に関して必要となる事項

4. 組織等

- (1) 本検討会は、環境省環境再生・資源循環局長が、上記の検討事項に関する学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会の事務局は環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室とする。なお、必要に応じて三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が事務局の補助を行うもの

とする。

- (3) 本検討会は委員 6 名で構成する。
- (4) 本検討会に座長を置く。座長は、本検討会を総理する。
- (5) 座長は、検討会に、必要に応じて有識者を招聘し、意見を聞くことができる。
- (6) 委員は、環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室の同意を得て三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が委嘱する。
- (7) 委員の委嘱期間は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。

5. 開催時期・回数

令和 7 年 6 月～令和 8 年 3 月までに 3 回程度の開催とする。

6. 審議内容等の公開等

- (1) 本検討会は、原則公開で行うこととし、検討会資料も原則公開とする。
- (2) 競争上の地位その他の利益を害するおそれがある場合、内部情報が含まれること等によりヒアリング先の利益を害するおそれがある場合等については、座長の下承を得た上で、検討会資料を非公開とする。
- (3) 毎会議後、議事要旨を作成し、関係者に確認を得た後に公開することとする。
- (4) 議事要旨の扱いは検討会資料と同様とする。

7. 庶務

本検討会の庶務は、環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室の同意を得て三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社において処理する。

以上